

職務内容書（理事）

独立行政法人国立文化財機構 理事（個別業務管理担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的としています。

このたび、公募対象理事として、理事長を補佐し、上記の目的を達成するため、主に法人における文化財の調査・研究及び保存修復を担当（担当職員数約195名）し、また、東京文化財研究所の所長としての業務を兼務する能力を有する者を求めます。

1. 機関名：独立行政法人国立文化財機構

（法人の業務概要）

当法人は、平成19年4月に設立された独立行政法人（役職員数は約345名）であり、文化庁の政策等に基づき、日本の歴史、伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、文化財保護行政の土台をしっかりと支える事業の発展と学術研究の振興を進めている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）博物館を設置し、文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。
- （2）有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- （3）文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- （4）上記に関連し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（以下、「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修、援助、及び助言等を行うこと。
- （5）その他、業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、博物館をこれらの利用に供すること。

2. ポスト：理事（個別業務管理担当）1ポスト 1名

（但し、東京文化財研究所所長を兼ねる。）

（任期、3年：～平成25年3月31日（前任者の残任期間））

3. 職務内容

- （1）当法人の業務について、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し他の理事と協力して当法人の業務を掌理すると共に、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

主な担当は、法人における文化財の調査・研究及び保存修復の業務であり、当該業務に係る平成18年度から22年度までの中期目標・中期計画・各年度計画の達成に向けて的確に業務を遂行する。

(2) 東京文化財研究所（職員数約40名）に係る以下に関する業務を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督する。

- ① 有形・無形の文化財に関する基礎的な調査研究から科学技術を活用した先端的手法による調査研究を行うこと。
- ② 上記に掲げる調査研究成果の公表・教育普及活動、活用を行うほか、その成果を基に海外の文化遺産保存のための国際協力支援を行うこと。
- ③ 地方公共団体等への文化財保護に関する協力を行うこと。

4. 必要な資格・経験等

- ① 原則として任期満了時点で65歳未満であること（閣議決定に定められた要件）。
- ② 担当業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ③ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できること、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ④ 文化財における調査・研究及び保存修復に関する高度な専門的知識を有し、熱意と責任感を持って、我が国の文化財保護行政の実施にあたることができること。
- ⑤ 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する十分な経験を有し、相応の能力を有していると認められること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：機構本部（東京都台東区）、東京文化財研究所（東京都台東区）
- ・給与：年収（約1,600万円～1,750万円）、通勤手当等
- ・福利厚生：共済組合等
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己推薦書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

(3) 応募書類等

- ・履歴書（当機構指定様式（PDF, WORD））

- ・自己アピール文書

（A4で2枚以内。自己の持つ専門的な知識・業績及び機構の業務における自己の適性などを踏まえて、理事及び東京文化財研究所長に就任するにあたっての抱負について、ポイント毎に簡潔にまとめてください。）

- ・第三者からの推薦書（書式等を含め任意提出可）

6. 欠格条項

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事となることはできません。

（参考）

- ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抜粋）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となること
ができない。

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在
任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、
又は自ら営利事業に従事してはならない。